

諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長 金子ゆかり

諏訪市条例第 5 号

諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年諏訪市条例
第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「		
	69,900		77,900	
	59,700	を	67,700	に改める。
	55,900		63,900	
」		」		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。